

平成 25 年度大磯町下水道事業特別会計予算

平成 25 年度大磯町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,612,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、606,600 千円と定める。

平成 25 年 2 月 15 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	分担金及び負担金	90,764
	1 負担金	90,763
	2 分担金	1
2	使用料及び手数料	191,868
	1 使用料	191,418
	2 手数料	450
3	国庫支出金	242,000
	1 国庫補助金	242,000
4	県支出金	1
	1 県補助金	1
5	繰入金	456,762
	1 他会計繰入金	456,762
6	繰越金	20,000
	1 繰越金	20,000
7	諸収入	4,005
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	4,002
8	町債	606,600
	1 町債	606,600
	歳 入 合 計	1,612,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	143,300
	1 下水道総務費	143,300
2	事業費	920,949
	1 下水道建設費	920,949
3	災害復旧費	200
	1 公共土木施設災害復旧費	200
4	公債費	545,550
	1 公債費	545,550
5	諸支出金	1
	1 繰出金	1
6	予備費	2,000
	1 予備費	2,000
	歳 出 合 計	1,612,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
排水設備設置等資金利子補給金	平成25年度から平成27年度まで	借入期間中における融資残高につき年利5.0%以内の割合で計算した利子相当額
排水設備設置等資金として融資した金融機関に対する損失補償	平成25年度から平成27年度まで	排水設備設置等資金510千円の範囲内で融資した金融機関がそのために損失を受けた場合には510千円を限度として元金及び期限後の利子

第3表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	591,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
相模川流域下水道事業	15,600	同 上	同 上	同 上
計	606,600			